

答申保第29号
平成24年3月27日
(諮問保第29号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報開示請求について、不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成21年5月7日付けで保有個人情報開示請求を行った。開示請求に係る個人情報の内容は、次のとおりである。

介護保険課が開示請求者に対し処分理由説明平成21年3月6日付介保第454号で「実施機関は異議申立人から提出された挙証書類により異議申立人の氏名の事実を確認し」と説明している通り開示請求者が平成18年2月23日以降平成21年3月6日の間に介護保険課へファックス発信、手渡し、または郵送した書面において介護保険課が取得したその書面、挙証書類でその発信者、提出者たる開示請求者の個人情報で、

- ① 「〇〇〇〇」（以下「氏名1」という。）で提出したとし、介護保険課が取得したその開示請求者の個人情報たる公文書、挙証書類
- ② 「〇〇〇〇」（以下「氏名2」という。）で提出したとし、介護保険課が取得したその開示請求者の個人情報たる公文書、挙証書類

これに対し、実施機関は、平成21年6月15日付け介福第175号で文書不存在を理由とする保有個人情報不開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成21年6月23日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分の不開示理由を取消し、開示するとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 諮問保第25号の処分理由説明書において、「実施機関は異議申立人から提出された挙証書類により異議申立人の氏名の事実を確認し」、「事実を確認した」と裏付けのある説明を丁寧に行っていることから、介護保険課が「作成した」公文書が存在する。

イ 県は諮問保第25号の原処分を取り消していない。介護保険課が勝手に偽造した挙証書類たる公文書が存在することは明らか。

ウ 諮問保第25号で存在の根拠を立証しながら、本件処分理由説明では挙証書類を保有していないとした。

エ 県は平成21年3月6日以降、諮問保第25号の挙証書類を隠滅した。虚偽公文書の文書偽造を隠滅した。

オ 「挙証」との文言を使用しているということは、申立人の証拠書類、苦情・相談経緯を全く精査しなかったということ。これは審査会が審議していない全ての答申の判断の前提となるものと思料する。

カ 県の取得した（偽造作成した）挙証書類の順番は「氏名1」「氏名2」「〇〇」の順番で、その氏名の明記のある挙証書類を（少なくとも3つ以上）取得し、個人情報を取得し、それは申立人自身がその順番で挙証書類を提出したとする既成事実をでっち上げたものだ。

キ 県は審査会において、「挙証書類がある」という証明と「挙証書類がない」という証明をしなければならない。まさか審査会がそれは必要ないと指示されるはずはないと考える。

ク 平成21年3月6日付け諮問保第25号の処分理由説明書は、その日付時点で挙証書類を取得し、保有していたものである。

ケ 挙証書類の作成年度は、その保存期間を1年とすると、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に作成していた。

しかし、本件では「保存期間を経過したため、廃棄した。」でない。県が虚偽公文書を隠滅したことは明らか。

コ 仮に3年保存であれば、平成22年3月31日で保存期間は経過する。つまり現時点においても保管されていなければならない。

サ 電子記録に残した挙証書類の記録は残存している。

また、諮問保第25号で挙証書類があると断定したのであれば、保存期間を条例の規定により延長するものだ。

ないのであれば、電子記録があり、開示しなければならない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報について

開示請求書に記載された内容から判断すると、平成18年2月23日から平成21年3月6日までの間に、異議申立人から「氏名1」又は「氏名2」として実施機関へ提出された文書又は挙証書類と考えられる。

(2) 不開示決定の理由

本件開示請求に対応する保有個人情報は、取得していないため該当する公文書は存在せず、保有していないことから不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年7月24日	諮問を受けた。
9月1日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
9月28日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
10月16日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年10月6日	諮問の審議を行った。
11月4日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
平成24年3月21日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 請求対象公文書について

本件開示請求における請求に係る公文書は、異議申立人が特定期間内に介護保険課（現在は介護福祉課）へファックス発信、手渡し、または郵送した書面において、①「氏名1」で提出したとし、介護保険課が取得したその異議申立人の個人情報たる公文書、挙証書類、②「氏名2」で提出したとし、介護保険課が取得したその異議申立人の個人情報たる公文書、挙証書類である。

実施機関は、①及び②のいずれについても、取得していないため存在しないことから不開示としたとしている。

異議申立人は、介護保険課が「作成した」公文書が存在するとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

イ 不存在を理由とする不開示の妥当性について

異議申立人は、申立人の氏名の文字と一部が異なる「氏名1」、「氏名2」に関して開示請求を行っているが、これは特定日に行われた「介護保険苦情相談受付票」（以下「相談受付票」という。）に記載された相談者の氏名をめぐるものと考えられる。

実施機関の説明によると、相談受付票は、介護保険の被保険者やその家族等から寄せられた介護保険に関する苦情・相談の内容及びそれに対する対応について記録しているものである。

相談者の氏名は、相談を受けた職員が記録するものと考えられるが、本件事案においては、記録作成の際に氏名の一部の記載を誤って「氏名1」及び「氏名2」との記載となったものと考えられる。その後、別途訂正請求に基づき、実施機関は平成21年1月26日、氏名の記載を〇〇「〇〇」に訂正している。

以上の経緯から考えると、請求対象公文書について、取得していないため存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 挙証書類の存在の主張について

異議申立人は、実施機関が「挙証書類を取得、保有している」と主張しているが、実施機関が口頭や電話等での苦情相談受付に当たって、相手方の氏名の確認のため挙証書類の提出を求めることは通常考えられず、そのような取扱いの要領等も確認されないことから、存在しないとする実施機関の説明に不合理はない。

エ 電磁的記録による開示義務について

異議申立人は、電磁的記録による開示を請求する旨主張しているが、電磁的記録による開示の請求については、本件は文書又は図画の閲覧及び写しの交付を請求しているものであり、異議申立てにおける別途の実施方法による開示の請求について、当審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。